

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

益子町の人口は、平成 30 年 4 月 1 日現在 22,500 人で、平成 13 年に 25,691 人とピークを迎えて以降減少が続いており、今後も減少が続くことが見込まれている。また、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）の比率は減少する一方で、老年人口（65 歳以上）の比率は増加が予測される。

本町の産業状況については、町内総生産は平成 22 年を底に持ち直しの傾向にあり、町民所得も平成 21 年以降微増傾向にあるが、近年の人口減少と高齢化に伴い就業者数は減少傾向となっている。就業者数の多い産業は益子焼をはじめとする製造業及びサービス業となっている。平成 27 年の就業人口比率は、第一次産業が 7%、第二次産業が 39%、第三次産業が 54%となっている。

また、本町の中小企業者の状況は、経営者の高齢化や後継者不足など事業継続が困難な厳しい経営が続いている。

町では、町内中小企業者の健全な経営を図るために必要な資金を融資し、中小企業の振興に寄与することを目的に益子町中小企業振興資金融資制度を設けており、平成 30 年 3 月末現在での融資状況は 332 件である。

#### (2) 目標

先端設備等導入計画の認定事業者の数を、年間 2 件認定することを目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

様々な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等の全てとする。

ただし、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備に関しては、雇用拡大等の観点から、町内に所在する事業所等（雇用者が常駐するものに限る。）の敷地内に設置されるもののみ対象とする。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電設備とは、「電気事業者による再

生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」第 2 条第 3 項に規定された「再生可能エネルギー発電設備」を指す。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種は、全業種・全事業とする。しかし、労働生産性が年平均 3%以上に資すると見込まれる事業であること。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 2 年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間、5 年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組がある場合は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。認定を受けようとする事業者は、雇用の安定に配慮しなければならない。

(2) 公序良俗に反する取組や反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。健全な地域経済の発展に配慮しなければならない。

(3) 町税を完納していること。